

## Carbon Credit Bulletin

2023 年 12 月号 (Vol.8)

2023 年の排出量取引／カーボン・クレジット  
を巡る国内外の動向について

- I. はじめに
- II. 国内における動き
- III. 国外における動き
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 鮫島 裕貴  
TEL. 03 5220 1858  
[yuki.sameshima@mhm-global.com](mailto:yuki.sameshima@mhm-global.com)

## I. はじめに

2023 年、日本では、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律 32 号。以下「GX 推進法」といいます。）の制定、GX-ETS の始動、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）によるカーボン・クレジット市場の開設など、排出量取引／カーボン・クレジットを巡って実に様々な動きがありました。

また、海外でも、インドネシアにおける排出量取引／カーボン・クレジットの取引市場である「IDX Carbon」の創設、EU における炭素国境調整措置（EU-CBAM）の始動、オランダ・米国における大手航空会社を対象としたカーボン・オフセットを巡る訴訟など、数多くの動きがありました。

そこで本稿では、排出量取引／カーボン・クレジットについて、2023 年に起こった国内外における主要な動きをまとめてみたいと思います。

## II. 国内における動き

## 1. 排出量取引制度について

2022 年、岸田内閣総理大臣を議長として、脱炭素社会への経済社会システムの変革、すなわちグリーントランスフォーメーション（GX）の実現を目指す GX 実行会議が立ち上げられ、そこで議論された内容を踏まえ、2023 年 2 月には「GX 実現に向けた基本方針」<sup>1</sup>（以下「GX 基本方針」といいます。）が策定されました。

GX 基本方針の中で、GX に向けた取組の柱の一つとされたのが、政府による脱炭素技術に向けた先行投資を行うとともに、その原資として将来導入するカーボンプライシングを位置づけ、かつ、かかるカーボンプライシングの導入と段階的な負担の増加を予め示すことによって、脱炭素技術に対する投資促進につなげるという成長志向型カーボンプライシング構想です。

ここで念頭に置かれているカーボンプライシングの一つとして、日本版排出量取引

<sup>1</sup> [https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf)

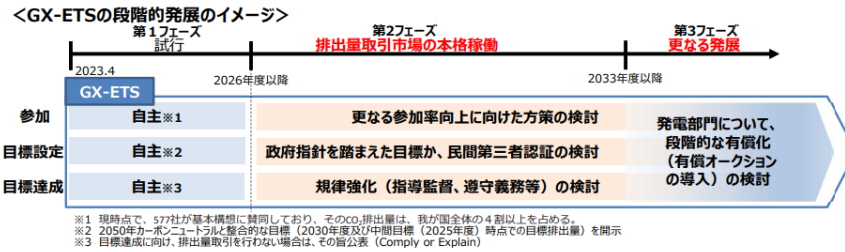
## Carbon Credit Bulletin

制度である GX-ETS と、将来的に GX-ETS の取組みの中で導入することが予定されている発電事業者に対する排出枠の有償割当制度が掲げられています。以下、それぞれについて解説します。

### (1) GX-ETS の試行フェーズの始動

2023 年 4 月、日本では、GX リーグにおける取組みの一つとして、GX-ETS の試行フェーズが始動しました。GX-ETS は、自主的な排出量取引制度であり、自らの意思で GX リーグに参画した企業が、自らの温室効果ガス排出量（GHG プロトコルのスコープ 1 及びスコープ 2 に相当する排出量）について目標を設定し、その達成を目指し、目標の達成状況を公表する制度<sup>2</sup>です。

GX-ETS は、下記図のとおり、段階的に発展していくことが予定されており、2033 年度からの第 3 フェーズにおいては、後述する発電事業者に対する排出枠の有償割当制度が導入される予定です。第 2 フェーズの本格稼働段階では、更なる参加率の向上に向けた方策や規律強化・遵守義務等の検討が行われることが予定されており、第 1 フェーズにおける取組の結果を踏まえ、第 3 フェーズの更なる発展段階へ向けて、排出量取引制度の基盤が整備されていくものと予想されます。



出典：経済産業省環境経済室、「グリーントランスフォーメーションの推進に向けて」

### (2) 発電事業者に対する排出枠割当制度の法定（GX 推進法）

2023 年 5 月には、GX 基本方針の内容を具体化する法令として、GX 推進法が成立しました。GX 推進法の下では、成長志向型カーボンプライシングの一つとして、電気事業法（昭和 39 年法律 170 号）上の発電事業者のうち、温室効果ガス排出量の多い事業者に対して、排出量取引制度の下で、有償又は無償での排出枠を付与する制度（以下「特定事業者負担金制度」といいます。）が法定されました（GX 推進法 15 条乃至 19 条）。

特定事業者負担金制度は、既存のカーボンプライシングである再生可能エネルギー賦課金の負担がピークアウトする時期である 2033 年度から、再生可能エネルギー賦課金の負担が減少する範囲内で導入されることが予定されています。

<sup>2</sup> 自主的に目標を設定し、その達成状況を評価することから、「プレッジ・アンド・レビュー制度」と呼称されます。

## Carbon Credit Bulletin

### 2. カーボン・クレジットについて

カーボン・クレジットに関する大きな動きとしては、東証によるカーボン・クレジット市場の開設が挙げられます。また、同時期に民間によるカーボン・クレジット市場も創設されています。こうしたカーボン・クレジット市場の創設により、カーボン・クレジット取引において流動性が追加されることが期待されます。

また、カーボン・クレジットの需要創出につながる動きとしては、航空セクターにおける温室効果ガス排出削減制度である CORSIA (Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation) を巡る動向に注目がされています。

#### (1) 東証におけるカーボン・クレジット市場の開設

2023年10月には、東証におけるカーボン・クレジット市場（以下「東証カーボン・クレジット市場」といいます。）が開設されました。東証では、2022年9月から2023年1月にかけて、カーボン・クレジット市場の実証事業を行っており、東証カーボン・クレジット市場は、かかる実証事業の結果を踏まえて開設されたものです。

対象となるカーボン・クレジットは当初は J-クレジットのみですが、GX-ETS における排出枠である超過削減枠なども将来的には対象とされることが予想されます。

売買区分は、省エネ、再エネ（電気）、再エネ（熱）、再エネ（混合）、森林、その他の6つであり、板寄せ方式により約定します。約定から決済までは、6営業日という迅速な取引が可能です。

また、決済にあたっては、買い手と売り手は、それぞれ、売買代金と J-クレジットを東証の口座へと送金又は移転し、東証が自らの口座において代金及び J-クレジットの双方を受領したことを確認してから、売り手には代金を、買い手には J-クレジットを交付する方式が採用されています。このように、決済に当たって買い手と売り手の間に東証が入ることにより、売買の当事者が相手方のカウンターパーティリスクを負担することを回避し、取引の安全が図られることとなります。

#### (2) 民間におけるカーボン・クレジット市場の創設

上述した東証カーボン・クレジット市場の開設時期とほぼ同時期に、民間におけるカーボン・クレジット市場の創設という動きもありました。具体的には、SBIホールディングス株式会社とアスエネ株式会社が共同で創設する Carbon EX による Carbon EX マーケットプレイス、株式会社 enechain による日本気候取引所 (JCEX)、株式会社渋谷ブレイドグリーンエナジーによる日本カーボンクレジット取引所、三井物産株式会社が設立する e-dash 株式会社による e-dash<sup>3</sup>です。

特に Carbon EX マーケットプレイス、JCEX、e-dash は、東証カーボン・クレジット市場が6つの売買区分のもとで、板寄せ方式での約定を行う市場であるのに対し、

<sup>3</sup> e-dash のサービス提供は、2022年から実施されていますので、他の市場より先行する取組と言えます。

## Carbon Credit Bulletin

マーケットプレイス型の市場であり、特定のプロジェクトから生じたカーボン・クレジットを選択して購入することができるという点に特徴があります。

### (3) J-クレジットの CORSIA 認証申請の状況

CORSIA とは、国際民間航空機関（ICAO）が導入する国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び排出削減スキームです。CORISA のもとでは、締約国における航空会社の国際運航便から生じる温室効果ガス排出量に対して、一定の削減措置の履行が要求されます。2021 年から 2023 年までのパイロットフェーズにおいては、CORSIA 参加国における航空会社に具体的な削減義務が課されることはありませんでしたが、2024 年から開始される第 1 フェーズでは、実際に温室効果ガスの削減義務が課されることとなります。

CORSIA 参加国における航空会社が CORSIA の下で負担する温室効果ガス削減義務を履行するには、①CORSIA 適格燃料（CORSIA Eligible Fuels）である SAF（Sustainable Aviation Fuel）を調達して使用するか、②CORSIA 適格排出ユニット（CORSIA Eligible Emissions Units）であるカーボン・クレジットを購入してオフセットする必要があります。

日本は、パイロットフェーズの開始時から CORSIA の参加国であり、第 1 フェーズにおいても継続して参加国となることを表明していることから、日本における航空会社は、CORSIA のもとで、2024 年から温室効果ガス排出削減義務を履行する必要があります。そこで、日本における航空会社が、CORSIA 適格排出ユニットとして、国内のカーボン・クレジットである J-クレジットを活用することができるよう、J-クレジットについて CORSIA 適格排出ユニットの認証申請<sup>4,5</sup>が実施されています。J-クレジットの CORSIA 適格排出ユニットとしての認証が得られた場合、今後 J-クレジットの需要の拡大につながるが見込まれます<sup>6</sup>。

## III. 国外における動き

### 1. 排出量取引制度について

国外における排出量取引制度に関する動きとして、まず注目されるのが EU における炭素国境調整措置（EU-CBAM）の導入です。まだ本格稼働にまでは至っておらず、

<sup>4</sup> 2022 年には、日本とモンゴルとの間の太陽光発電プロジェクトに由来する JCM クレジットについても CORSIA 適格排出ユニットに関する認証申請を行っています。結果として、条件付きで CORSIA の枠組みのもとでの適格性が認められたものの、CORSIA 適格排出ユニットとして認められることはありませんでした。

<sup>5</sup> 2022 年に 1 度申請を実施していますが、いくつかの項目において要件を充足したと判定されず、2023 年に再申請を行っています。

<sup>6</sup> 一般財団法人運輸総合研究所が公表する「航空分野における CO2 削減取組みに関する調査（CORSIA 調査）及び海事・航空等交通運輸業界への周知啓発報告書」（2023 年 3 月）では、一定の前提条件を置いたシナリオのもとで、2027 年末までに、日本において 411 万 tCO<sub>2</sub> にのぼる温室効果ガス排出量についてオフセットが必要になると推計されています。また、CORSIA 適格排出ユニットとなることは、それだけで質の高いカーボン・クレジットであることの証明にもつながるため、CORSIA の枠外での需要喚起にもつながることが期待されます。

## Carbon Credit Bulletin

EU 域内における特定の製品の輸入事業者に対して、具体的な経済的負担が導入されるに至ってはいませんが、その前段階として、一定の製品にかかる温室効果ガス排出量について、報告義務等が課されることとなります。

また、インドネシアやワシントン州など、2023 年に排出量取引制度が新たに導入された国や地域も存在します。本稿では、制度の詳細にまでは立ち入りませんが、その概要について、以下紹介致します。

### (1) EU-CBAM の導入

2023 年 10 月からは、EU において、EU-CBAM の適用が始まりました。炭素国境調整措置 (CBAM) は、国家間又は地域間におけるカーボンプライシングの負担の差異に起因する競争上の不公平を防止し、カーボンリーケージ<sup>7</sup>を防止することを目的とした制度です。

EU-CBAM では、セメント、鉄・鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力、水素を対象に、他国から EU 域内に輸入する際に、EU-ETS における負担と同程度の負担を課することが予定されています。具体的には、対象品目の輸入事業者は、対象品目の生産過程で生じた温室効果ガス排出量に応じて、EU-ETS における排出枠の価格を基準として価格が決定される CBAM certificate を当局から購入し、その償却を行うことが求められます<sup>8</sup>。

2023 年 10 月から適用のある規定は、対象となる輸入品目における温室効果ガス排出量の算定及び報告を義務付けるものであり、CBAM certificate の購入及び償却義務を課すものではありませんが、2026 年の本格稼働以降は、CBAM certificate の購入及び償却義務が課されることとなります。

EU-CBAM の導入による日本企業への影響は、今のところさほど大きくないと評価されているようですが、今後の制度変更や EU-CBAM の導入を受けた他の国の動向などは注目されるところです。

### (2) 2023 年に排出量取引制度が始動した国・地域

#### (i) インドネシア

インドネシアでは、2023 年 9 月に、国内初の排出量取引／カーボン・クレジットの取引市場である「IDX Carbon」が創設されました。IDX Carbon は、キャップ・アンド・トレード制度のもとで割り当てられる排出枠である「PTBAE-PU」を取引対象とする Allowance Market とベースライン・アンド・クレジット制度のもとで発行される「SPE-GRK」を取引対象とする Offsets Market から成る複合的な取引市場です。

<sup>7</sup> 一般に、①国内市場が炭素効率の低い輸入品に脅かされ、国内生産が減少すること、又は②炭素制約を理由に産業拠点が、制約の緩い海外に移転し、結果として地球全体での温室効果ガス排出量が減らないことを意味しますが、ここでは①の意味で使用しています。

<sup>8</sup> 但し、輸出元の国におけるカーボンプライシングの負担については、CBAM certificate の必要償却量から控除することが可能です。

## Carbon Credit Bulletin

インドネシアの排出量取引制度では、対象となる事業者は、当初は石炭火力発電事業者など一定のセクターに限定されますが、段階的に対象が拡大されていくことが予定されています。対象となる事業者は、自らの温室効果ガス排出量に応じて、IDX Carbonにおいて、原則として同じセクターにおいて割り当てられ、又は、創出された PTBAE-PU 又は SPE-GRK を取得し、提出する必要があります。

### (ii) ワシントン州

ワシントン州では、2021年に Climate Commitment Act が成立し、同法に基づき 2023年1月から排出量取引制度（Washington's cap-and-invest program）が導入されました。同制度では、廃棄物発電事業など一定の事業者を除き<sup>9</sup>、温室効果ガス排出量が年間 25,000tCO<sub>2</sub> を超える施設を保有する事業者が対象とされており、州全体の温室効果ガス排出量の約 75%がカバーされると推計されています。対象となる事業者は、自身が排出する温室効果ガス排出量に応じて、ワシントン州のエコロジー局（Washington State Department of Ecology）により開催される毎年4回のオークションか、セカンダリー取引により排出枠（Allowance）を購入し、エコロジー局に提出する必要があります<sup>10</sup>。

## 2. カーボン・クレジットについて

カーボン・クレジットを巡る動きとしては、ボランティア・カーボン・クレジットの法的性質に関する問題に注目が集まっており、ISDA や UNIDROIT などの国際的な団体が検討を進めています。

また、欧米では、カーボン・オフセットを巡って訴訟が提起されるなど、カーボン・オフセットに関してグリーンウォッシングといった批判が一部で巻き起こっている一方で、カーボン・クレジットの質に関する標準化とそれに伴う評価制度を創設することで、そのような批判を可能な限り回避する仕組みを作り、カーボン・クレジット取引の促進につなげようとする動きもみられます。

### (1) カーボン・クレジットの法的性質を巡る議論の動向

2021年12月には、ISDA がボランティア・カーボン・クレジットにおける法的性質の問題及び法的性質に関連する具体的な法的論点を示した「Legal Implications of Voluntary Carbon Credits」<sup>11</sup>を公表し、2022年11月には、日本、フランス、シンガポールにおけるボランティア・カーボン・クレジットを巡る議論の動向をまとめた「The Legal Nature of Voluntary Carbon Credits : France, Japan and Singapore」<sup>12</sup>を公表しています。

<sup>9</sup> 廃棄物発電事業者も、2027年以降は対象とされることが予定されています。

<sup>10</sup> 但し、炭素集約型で貿易依存度が高い部門（EITEs）、天然ガス部門、電力部門については、一定程度の無償での割当が行われる形とされています。

<sup>11</sup> <https://www.isda.org/a/38ngE/Legal-Implications-of-Voluntary-Carbon-Credits.pdf>

<sup>12</sup> <https://www.isda.org/a/PlcgE/Legal-Nature-of-Voluntary-Carbon-Credits-France-Japan-and-Singapore.pdf>

## Carbon Credit Bulletin

こうした動きを受けて、UNIDROITにおいて、ボランタリー・カーボン・クレジットの法的性質に関して検討を行うワーキンググループが設立され、2023年10月には、初回の会合において検討すべき事項がまとめられた「Issues Paper」<sup>13</sup>が公表されています。

カーボン・クレジットの法的性質を巡る議論は、未だ決着がついているわけではありませんが、UNIDROITのIssues Paperは、議論にあった一つの方向性を示すものと言え、今後の議論の発展が注目されるところです。

### (2) カーボン・オフセットを巡る訴訟

カーボン・クレジットを利用したカーボン・オフセットは、活用するカーボン・クレジットの質、カーボン・オフセットの主張や情報提供の仕方に留意しなければ、グリーンウォッシングの批判にさらされることがあります。こうしたリスクは、レピュテーションの低下にとどまらず、訴訟にまで発展するケースもあります。

2022年7月には、オランダで、KLM航空（KLM Royal Dutch Airlines）が、環境問題への配慮を呼び掛けた広告やカーボン・オフセットを利用した取組みがグリーンウォッシングであり、消費者に対して誤解を与えたとして、環境保護団体から訴訟を提起されています。

また、2023年5月には、米国で、デルタ航空（Delta Air Lines, Inc.）が、温室効果ガス排出量実質ゼロであることを謳った広告がグリーンウォッシングであるとして、カリフォルニア州の消費者からクラスアクションにより訴訟を提起されています。

いずれも海外の事例であり、日本国内においては、カーボン・オフセットの取組みが訴訟にまで発展したケースは現時点ではないと思われませんが、脱炭素の機運が高まる中、日本においても同様の動きがないとは言えませんので、カーボン・オフセットの取組にあたっては、環境省の公表する「カーボン・オフセット・ガイドライン」<sup>14</sup>に依拠するなど留意する必要があります。

### (3) カーボン・クレジットの質を巡る基準の策定

カーボン・クレジットの市場を拡大していくためには、グリーンウォッシングといった批判を可能な限り回避できるよう、カーボン・クレジットの質を担保する仕組みが重要と言えます。2023年には、この質を担保する仕組みを創設する重要な動きが、カーボン・クレジットの供給面と需要面の双方でありました。

まず、供給面の動きとしては、2023年3月に、カーボン・クレジットに係る国際的な基準策定団体であるICVCMが、10項目にわたるCore Carbon Principlesとこれに適合するカーボン・クレジット制度を評価する枠組みを公表しました<sup>15</sup>。また、2023年7月には、カーボン・クレジットの方法論レベルでの評価枠組み等を公表し、

<sup>13</sup> <https://www.unidroit.org/wp-content/uploads/2023/10/Study-LXXXVI-W.G.1-Doc.-2-Issues-Paper.pdf>

<sup>14</sup> <https://www.env.go.jp/content/000130730.pdf>

<sup>15</sup> <https://icvcm.org/wp-content/uploads/2023/07/CCP-Book-R2-FINAL-26Jul23.pdf>

## Carbon Credit Bulletin

同年 11 月には、実際に制度レベル・方法論レベルでの評価手続き<sup>16</sup>が開始されました。

次に、需要面の動きとして、2023 年 6 月に、ICVCM とは別のカーボン・クレジットに係る国際的な基準策定団体である VCMI が、高品質のカーボン・クレジットによるオフセットの取組を評価する Claims Code of Practice を公表しました<sup>17</sup>。Claims Code of Practice の枠組みの下では、企業は、主張する Claim<sup>18</sup>を選択し、温室効果ガスの残余排出量のうち選択した Claim の要求水準を満たす量を、高品質のカーボン・クレジットでオフセットし、その結果について第三者検証を受けることが求められます。

この両者は、別個独立した制度ではなく、Claims Code of Practice における高品質のカーボン・クレジットとは、Core Carbon Principles に適合すると判断され、CCP ラベルが付与されたカーボン・クレジットのことを指します。そのため、これら二つの動きは、相互に密接に関連しており、供給・需要双方の側面からカーボン・クレジットの質の向上を目指す動きであるといえます。

### IV. おわりに

以上見てきたとおり、2023 年は、国内外を問わず、排出量取引／カーボン・クレジット分野において、実に多くの重要な動きがあった年になりました。

GX-ETS をはじめとする、国内における排出量取引／カーボン・クレジットを巡る発展はまだまだ途上であり、2024 年以降も様々な動きがあると予想されるようです。

加えて、国外においても、マレーシア、インド、ブラジルなど各国で排出量取引制度、カーボン・クレジット制度の導入が検討されており、また、2024 年からは CORSIA の第 1 フェーズが開始するなど、注目すべき動きが数多くあります。

当事務所では、2024 年以降も、引き続き国内外における排出量取引／カーボン・クレジットを巡る動向を一早く把握し、情報発信を行っていく所存です。

<sup>16</sup> Core Carbon Principles に適合すると評価された場合、CCP ラベルが付与されます。

<sup>17</sup> <https://vcmintegrity.org/wp-content/uploads/2023/11/VCMI-Claims-Code-of-Practice-November-2023.pdf>

<sup>18</sup> 現時点では、プラチナ（要求水準：100%以上）、ゴールド（要求水準：60%以上 100%未満）、シルバー（要求水準：20%以上 60%未満）の 3 つの Claim が用意されています。



## Carbon Credit Bulletin

### セミナー情報

- セミナー [『経済安保推進法連続ウェビナー「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度」-2024 年春の運用開始に向けた準備のポインター：第 2 回「実務対応のポイント解説（各論）」』](#)  
視聴期間 2023 年 11 月 14 日（火）～2024 年 1 月 15 日（月）  
講師 西岡 研太、新井 雄也、工藤 恭平  
主催 森・濱田松本法律事務所  
【お申込みに関して】  
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。  
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
  
- セミナー [『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー：第 2 回「サステナビリティ×ディスクロージャー」』](#)  
視聴期間 2023 年 11 月 17 日（金）～2024 年 1 月 17 日（水）  
講師 五島 隆文  
主催 森・濱田松本法律事務所  
【お申込みに関して】  
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。  
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
  
- セミナー [『環境価値の接点、各手法の分析と賢い取組み方「コーポレート PPA をはじめとした事業用不動産の 100%再エネ化手法と法的留意点』](#)  
開催日時 2024 年 1 月 26 日（金）13:30～15:30  
講師 鮫島 裕貴  
主催 JPI（日本計画研究所）
  
- セミナー [『第 5298 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～』](#)  
開催日時 2024 年 2 月 8 日（木）13:30～16:30  
講師 末廣 裕亮  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

## Carbon Credit Bulletin

- セミナー [『【2024年4月施行】再エネ特措法改正後の押さえておくべき必須事項～知らなかったでは済まされない多数のルールと問題となりやすい論点～』](#)  
開催日時 2024年2月13日（火）13:30～15:30  
講師 鮫島 裕貴、瀬戸 幸之助  
主催 日本ナレッジセンター

### 文献情報

- 本 『環境価値取引の法務と実務』  
出版社 株式会社エネルギーフォーラム  
著者 木山 二郎（編著）、長窪 芳史、山路 諒、木村 純、鮫島 裕貴、塩見 典大、山崎 友莉子、前山 和輝、日高 稔基（共著）
- 論文 「企業法務最前線〈第260回〉カーボンニュートラルの実現に向けた環境価値取引の法務」  
雑誌 月刊監査役 755号  
著者等 木山 二郎
- 論文 「データセンター投資におけるESGの取組み ～グリーンデータセンターへの挑戦・再エネ電源開発の新潮流も踏まえて～」  
雑誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.75  
著者等 蓮本 哲、野間 裕亘（共著）

### NEWS

- **Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました**  
Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は Projects & Energy を含む 19 の分野で上位グループにランキングされ、タイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）、ベトナム、及びインドネシア（ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto）においても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

Projects & Energy の分野では、下記の弁護士が選出されています。

#### JAPAN

小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮

#### THAILAND

ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン、デイビット・ベックステッド

## Carbon Credit Bulletin

### ➤ asialaw 2023-24 にて高い評価を得ました

当事務所は asialaw 2023-24 にて Outstanding firm として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が Energy を含む複数の分野及び業種において高い評価を得ております。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナム、インドネシア (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto) においても同様に高い評価を得ております。

#### Japan

Energy (Outstanding)

#### THAILAND

Energy (Outstanding)

#### MYANMAR

Energy (Highly recommended)

また Energy の分野では、下記の弁護士が選出されています。

#### JAPAN

Distinguished practitioner: 小林 卓泰

#### THAILAND

Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディポン

Distinguished Practitioner: ジョセフ・ティスティウオン

Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン、デイビット・ベックス  
テッド

Rising star: サランポーン・チャイアナン

### ➤ IFLR1000 2023 にて高い評価を得ました

当事務所と当事務所の弁護士が日本において複数の分野で高い評価を受けております。

さらにシンガポール、タイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及びベトナムにおいても複数の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

Energy の分野では、下記の弁護士が選出されています。

#### JAPAN

Highly regarded: 小林 卓泰、武川 丈士

#### THAILAND

Market leader: ジェッサダー・サワッディポン

Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチヨーク、プラーニー・クリン  
ラット、スパトラー・サターポンナーノン

## Carbon Credit Bulletin

### MYANMAR

Highly regarded: キンチョー・チャー

#### ▶ 札幌オフィス業務開始のお知らせ

札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2023年10月23日より、正式に業務を開始いたしました。

札幌オフィスには、M&A、事業承継、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士に加え、稲津 康太 弁護士が所属し、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・再生可能エネルギー等のインフラ／エネルギー関連・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与してまいり所存です。

#### ▶ ニューヨークオフィス業務開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023年9月6日より、ニューヨークオフィス（正式名称：Mori Hamada & Matsumoto NY LLP）を開設し、業務を開始いたしました。

ニューヨークオフィスには、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーな競争法案件や不正調査・危機管理対応、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務にとりわけ精通しています。また、シニア・アソシエイトの須納瀬 史也 弁護士および川本 健 弁護士も常駐いたします。

当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件について、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりました。米州・米国は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、巨大なリーガル市場を抱え、法的リスクもひと際大きい市場の一つといえます。とりわけニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、当事務所のニューヨークオフィスを通じて、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスは、当面、仮オフィスにて業務を行い、2023年末を目途に、本オフィスに移転する予定です。本オフィス移転時には改めてご案内させていただきます。